

# 令和元年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
 延 会 午後 1時45分

○招 集 年 月 日

令和元年9月17日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 会

令和元年9月17日（火曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	12番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	17番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	近 藤 徹 哉
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	吉 田 浩 一
〃	8番	茅 根 英 昭
〃	9番	彫 谷 吉 英
〃	10番	寺 田 進
〃	11番	白 川 栄 美 子
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	山 本 正 行
〃	18番	岸 本 好 且

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純  
書 記 細 川 雄 哉  
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 令和元年度余市町一  
般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 議案第 2 号 令和元年度余市町介  
護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 一般質問

---

開 会 午前 10 時 00 分

○議長 (中井寿夫君) ただいまから令和元年度余市町議会第 3 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 13 件、認定 1 件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

---

○議長 (中井寿夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 5 番、内海議員、議席番号 6 番、庄議員、議席番号 7 番、吉田議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長 (中井寿夫君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○4 番 (藤野博三君) 令和元年度余市町議会第 3 回定例会開催に当たり、9 月 13 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 13 件、認定 1 件、一般質問は 9 名によります 12 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 9 月 20 日までの 4 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和元年度余市町一般会計補正予算 (第 4 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、一般質問は、9 名による 12 件です。

日程第 6、議案第 3 号 余市町森林環境譲与税基金条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 7、議案第 4 号 余市町印鑑条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 8、議案第 5 号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案、日程第10、議案第7号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第8号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第9号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第10号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第11号 積丹町の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について、日程第15、議案第12号 赤井川村の旅券交付申請及び交付に関する事務の受託について、以上2件につきましては関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第13号 平成30年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長と議会選出の監査委員を除く議員16名で構成する平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることをつけ加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検

査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から20日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から20日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、

ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第4号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、余市協会病院バス路線運行維持対策に係る補助金と寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金等の補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、新たに設置する基金への積立金の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、幼児教育、保育無償化に伴う教育・保育給付費、一時預かり事業等の利用に対する施設等利用給付費の追加補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、梅川地区における農業用排水路護岸補修工事の追加補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金、町債等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については地方譲与税、地方特例交付金、繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額は4,231万2,000円を既定予算に追加した予算総額は95億1,511万9,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第4

号）について、その概要をご説明いたしましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,231万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,511万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額2,239万2,000円、25節積立金2,239万2,000円につきましては、寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金2,013万9,000円と新たに設置いたします森林環境譲与税基金への積立金225万3,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額500万円、19節負担金補助及び交付金500万円につきましては、余市協会病院バス路線運行維持対策事業補助金の計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1,262万円、19節負担金補助及び交付金1,262万円につきましては、幼児教育の無償化に伴い教育・保育給付費負担金833万6,000円、施設等利用給付費負担金428万4,000円の計上でございます。

3目町立保育所費、補正額ゼロ円につきましては

は、幼児教育無償化に伴う財源の組みかえ計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、寄附に伴います財源の組みかえ計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、6目農業土地基盤整備費、補正額230万円、15節工事請負費230万円につきましては、梅川地区の農業用排水路護岸補修工事の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額225万3,000円、1節森林環境譲与税225万3,000円につきましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から本年度新たに創設された譲与税の補正計上でございます。

10款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額1,638万5,000円、1節子ども・子育て支援臨時交付金1,638万5,000円につきましては、幼児教育無償化に伴う初年度分の地方負担分に対します交付金の計上でございます。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金774万6,000円の減、1節児童福祉負担金774万6,000円の減につきましては、幼児教育無償化に伴う私立保育所利用者負担金の減額補正でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料623万5,000円の減、2節児童福祉使用料623万5,000円の減につきましては、幼児教育無償化に伴う町立保育所保育料616万9,000円の減、一時預かり保育料6万6,000円の減額計上でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1,021万6,000円、2節児童福祉費国庫負担金1,021万6,000円につきましては、

幼児教育無償化に伴う国庫負担金の計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額2,013万9,000円、1節総務費寄附金2,013万9,000円につきましては、977件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

3目衛生費寄附金、補正額1万2,000円、1節衛生費寄附金1万2,000円につきましては、イオン北海道株式会社様より1万1,224円の環境対策事業寄附金でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額498万8,000円、1節繰越金498万8,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

22款町債、1項町債、6目緊急自然災害防止対策事業債、補正額230万円、1節緊急自然災害防止対策事業債230万円につきましては、農業用排水路護岸補修事業債の追加計上でございます。

次に、地方債につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債事業の追加でございます。1、追加、起債の目的、農業用排水路護岸補修事業債、限度額230万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。償還財源、一般歳入金、その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご

決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 大きく2つ確認込めて伺います。

1つ目は4ページのふるさと納税の関係だったのですけれども、ことしの、今回これが計上されて組み込まれた場合、去年の同じ時期と比較していただいた金額はどのぐらいの金額になっているのかという比較と件数のほうは前年同月比でどうなっているのか。そして、平均のいただいている金額と申しましょうか、1件当たりのというのは昨年と同じころと比べてどういうふうに変わってきているのか、その辺をまず1つ目として伺いたいと。

2つ目としましては、保育所関係の話なのですが、来月から一応消費税の関係もあって同じタイミングで無償化していくということなのですが、これによって浮いたお金という言い方をするのはちょっと語弊あるかもしれないけれども、別の財源によってうちが負担しなくて済んだ分の財源というのは今後どういう方向に使っていくと考えていらっしゃるのか。

以上、2件お願いします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の件についてですけれども、現在のふるさと納税と昨年度の比較という形でのご質問でございました。今年度につきましては、今の金額が2,943万6,000円でございます。去年の同じ時期にいたしまして、これ8月末ですけれども、1,369万1,000円となっていますので、昨年と額と比較した場合は215%の増となっております。また、件数につきましては、今回件数が245.13%の増というふうになってございます。また、平均でございますけれども、今年度の平均が2万

1,675円、昨年度の同時期の平均が2万4,712円というふうになってございます。お願いいたします。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員からの2点目のご質問で、幼児教育無償化に伴います財源の部分でございますが、このたび無償化されたことに伴います財源でございますが、基本的には無償化されて町の財源が浮くということではなくて、今年度に関しましては逆に町が負担すべきものは国が負担していただけるという部分でございます。次年度以降につきましては、地方財政計画の中で所要額を見込まれるというところで現在情報をいただいております。詳細につきましては、今後の地方財政計画ですとか地方財政対策の中で示されてくるものと考えておりますので、そのあたりを注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○14番（大物 翔君） 保育の分野に関してはわかりました。

ふるさと納税のほうなのですけれども、件数はふえてきていると。もちろん1件当たりの単価は落ちてはいると。ただ、最終的にこれ自体が残念ながら安定しているものではないので、現状どうなっているかというのをどうしても常に見ていかないとおっかない部分があるものですから、あえて伺ったのですけれども、大きい部分は恐らく今後12月前後にかけて例年のパターン見えていますと件数とか金額ふえていく傾向にはあるのかなというふうに想定しているのですけれども、昨年と今年、今の時期で比較して大体3,000円ぐらい1件当たりの単価が落ちています。これは、どういった部分が特に大きく影響したというふうに担当としては考えていらっしゃるのか。例えば比較的低価格帯なラインナップをふやした結果、それに手を挙げてくださった方がたくさんいて、相対的に単価が落ちたと捉えていくべきなのか、あるいは物すごい大口さんがいる一方で、とつても小口の方というふうに極端化しているからこういうふう

なってきたのか、その辺の押さえ方としてはどう  
いうふうに見ていらっしゃるのか、その辺も願  
いいたします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員  
の再度の質問についてご答弁申し上げます。

昨年度との金額、単価が落ちている部分の分析  
というご質問だったと思いますけれども、返礼品  
としての品数は昨年からもかなりふやしてござい  
ます。その中で今回ふえた部分というのが単価の、  
結構大きい金額のもの、返礼品もあるのですけれ  
ども、それよりも小さな金額のものが伸びたとい  
うような感じで認識しております。

○14番（大物 翔君） わかりました。まだ途中  
の段階なので、はっきりしたことは言えないかも  
しれないのですが、ラインナップを大幅に  
ふやして、いただける分にはありがたく頂戴する  
のですが、ただどうしても費用面がその分  
ふえてくる部分もあると思うのです。そうなっ  
てくると、手元に残るお金というのは今時点でど  
ういうふうに変ったか、去年とことして。今の時  
点でなのですからけれども、その辺最後に聞いて終  
わりたいと思います。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員  
の再度の質問についてご答弁申し上げます。

費用の部分のご質問だったと思いますけれど  
も、現在につきましては昨年から金額も件数も伸  
びてございます。それに当然伸びると経費のほう  
もふえるということにはなるのですが、基  
本的には寄附額がふえて、経費もふえるのですけ  
れども、経費を払った上でも残る金額というのは  
件数も金額もふえればそれは多くなるというふう  
に考えていますので、ご理解お願いいたします。

○7番（吉田浩一君） 2点お伺いします。

まず、1点目です。農業土地基盤の関係で梅川  
町で護岸工事をするということなのですけれど  
も、具体的な場所はどこなのでしょうか。梅川な  
のか峠下川なのか。峠下川も海側と山側あるので、

ちょっと具体的な場所を教えてください。

次です。これは毎年しているのですが、  
協会病院のバス路線に500万円ということで、要す  
るに平成30年度の中央バスのこの路線の決算に対  
する補助金ということで予算の範囲は500万円と  
いうことでしたので、500万円以上の赤字が出たの  
で、500万円を補助するということなのですけれ  
ども、平成30年度の中央バスのこの路線の決算数値  
が来ていると思いますので、その数値と特に赤字  
が29年と30年と比較してふえたのか減ったのか、  
この辺もお願いいたします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 7番、吉田議員  
のご質問にご答弁申し上げます。

農業用排水路護岸補修工事の場所ということ  
でございまして、こちらにつきましては梅川  
町にございます北海道中央バス余市営業所の南側  
に梅川すずらん公園というものがございまして、近  
隣の民地裏に農業用排水路が通ってございまして  
ので、場所につきましては梅川すずらん公園の裏側  
ということでございますので、ご理解のほどよろ  
しくお願いいたします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 7番、吉田議員  
の質問にご答弁申し上げます。

協会病院線の決算数値ですけれども、平成30年  
度の実績でございます。経常収益が657万1,000円、  
経常費用が1,226万6,000円、差し引き収支とし  
ては569万5,000円の減というふうになってござい  
ます。この減につきましては、29年度につきましては  
683万4,000円ということになっておりますので、  
赤字額は若干減ったというような形になってござ  
います。

○7番（吉田浩一君） まず、梅川の護岸工事の  
ほう、すずらん公園の裏ということで場所はわか  
りましたけれども、何かの形で崩れたから直すとい  
うことなのでしょうけれども、要するにあそこ  
のところちょうど小川というのかな、農業用排水  
路というのかな、それが入ってきての接続部分で

はないのかなと思うのだけれども、ちょっと崩れた状況というのをお知らせ願いたいと思います。

中央バスのほうなのですけれども、29年よりは赤字が減ったという答弁だったのですけれども、相変わらず要するに補助をしても600万円近い赤字が出ているということで、中央バスのほうからは、余市町の見解として何とかこのバスを路線残してくださいということで毎年補助をしているのだろうけれども、毎年500万円を超えるような赤字が出てくるようであれば、中央バスのほうからはこの路線バス廃止という、そういうのはまだ出ていないのかというか、その辺ちょっと確認をお願いします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 7番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

農業用排水路護岸補修工事の現状についてということでございますけれども、こちらの現状につきましては素掘りの土水路で融雪や大雨等により護岸が侵食されまして、民地が徐々に削られている状況から、このたび整備を行いたいというものでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 7番、吉田議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

協会病院線についての中央バスの対応ですけれども、今現在中央バスのほうからはそういった赤字額の相談という形では何度か来ておりましたけれども、今余市町の公共交通全体を見直す、公共交通のあり方を見直すということで、地域公共交通網形成計画の策定をしているところでございますけれども、中央バスの所長とかも協議会の委員さんに入っていますので、その中でこういった協会病院線の見直しもするというで理解していただいております。

○7番（吉田浩一君） 中央バスのほうなのだけれども、地域交通のそれをやっていますということとはよくわかっている。それは過去の答弁とか

現在進行形のあれとしてはわかっているのだけれども、過去の議会答弁の中では利用客の増加を図るためにあそこの区会、要するに路線の区会の人と話し合いもしますとかという、過去そういう答弁をされたことがあるのだ。ただ、現実的にそれをやっているのかといたら恐らくやっていないと思うのだ。地域全体として、余市町全体として考えるということも大事なのだろうけれども、やはり直接停留所を持っている区会だとか、その辺の区会長なり区会の役員の人と一回懇談を持つだとか、そういうことによってバスを利用してもらうというような姿勢を見せておかないとまずいのではないのかなと私は思うのだけれども、これはその辺よく検討してもらいたいなということで終わります。答弁はいいです。

○6番（庄 巖龍君） 歳入の子ども・子育て支援臨時交付金に伴い、4ページの歳出に当たる3款の児童措置費、町立保育所費等につきまして、こちらの説明の中に教育・保育給付費負担金と施設等利用給付費負担金となっておりますが、こちらのほうの細目と町立保育所に関しましてこれ保育料の上限額が幾らなのか教えていただきたいと思っております。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまご質問がございました保育料の部分の上限の部分でございますけれども、余市町におきましては階層を5階層に分けておきまして、3号認定、3歳未満児の部分におきましては4万4,500円を上限としております。また、2号認定、3歳以上児につきましては、保育の標準時間となりますけれども、3歳で4万1,500円、4歳以上で3万8,400円というふうになってございます。

○6番（庄 巖龍君） 私が聞いたのは、そんなことは聞いていません。これ国庫補助金ですから、国庫補助金ということは国から上限額が決まっているでしょうということを私聞いている。だから、



国の基準額が幾らなのですかということを知っているのです。よろしく願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時57分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、庄議員への答弁を求めます。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 答弁調整のために貴重なお時間を使わせてしまいました大変申しわけございませんでした。

6番、庄議員のご質問に答弁いたします。先ほどご質問がございました国の上限額の部分についてでございますけれども、約2万6,000円というふうになってございます。

○6番（庄 巖龍君） そういうことは、余市町には待機児童がないということは承知しておりますけれども、3号であれば4万円と5万円とかかかってきますので、そういった形で2万6,000円という上限額であれば差額が出てくるということになりますので、差額のほうは公費で賄うのかということだというふうに認識をしてよろしいのかなと思っています。そうなると、余市町としましてはこれから将来を担う子供たちの保育料、国庫補助金等を含めまして余市町からも自治体としても公費を出すということでございますので、施設だとか、そういったところに余市町も例えば補助金が国のほうで施設を改善するためにこういうことをしなさい、ああいうことをしなさいというふうないろいろな措置費が出ていると思うのですが、そうなるとその措置費も含めた上で公的に子供たちの安全、あるいは子供たちが伸び伸びと生活できるような環境づくりを自治体の公費も出すというふうなことで認識をしてよろしいということでございますね。これ念押しと

どうか、確認を込めてご答弁をいただきたいと思えます。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

ただいまお話がございました国の上限額の部分と余市町の負担の部分、保育料の部分の差額の部分についてでございますけれども、こちらにつきましては第1階層、町といたしましては公費で一般財源として差額の部分に関しては負担しているという状況でございます。

○民生部長（前坂伸也君） 6番、庄議員の、ただいま保育料にかかわる公費負担という部分ではご答弁をさせていただきましたが、大きい部分、全体的な国の補助も含めたご質問にご答弁をさせていただきます。

まさに庄議員、ご質問にありましたとおり今回の保育料の無償化とは別にさまざまな部分で国の補助というものがございます。ご質問にありましたとおり、子供たちの安心、安全等々を守るための施設の向上等々の部分もございます。実際ご相談も受けているところがありますが、そういった部分、今回の無償化の部分、大きく子育て支援という部分もございますので、後段の部分の補助については明確に私のほうから今お答えできるものは持ち合わせておりませんが、そういった部分も含めて町内で子育て支援といった部分で大きい部分については十分に検討、研究をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長(中井寿夫君)** 日程第4、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○保険課長(羽生満広君)** ただいま上程されました議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては平成30年度の国、道支出金等の精算に伴う返還金の補正を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、必要となる財源を繰越金に求めて、歳出との均衡を図ったところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ3,851万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,688万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額3,851万5,000円、23節償還金利子及び割引料3,851万5,000円につきましては、平成30年度の介護保険給付費と地域支援事業費に係る国、道支出金などの精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、本ページの上段をごらん願います。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3,851万5,000円、1節繰越金3,851万5,000円につきましては、必要となる財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

**○14番(大物 翔君)** 返還金についてなのですが、もちろん前もっていただいてやりくりして、最後に余った分を返すということなので、びったしかんかんになるということはそうそうあることではないことはもちろん承知しているのですけれども、そうなったときに気になることというのが例えば地域支援事業に関して見込んでいたけれども、使わなくて、要は利用者等々が使わなくて済んだからお金が余ったという考え方でこれを見るべきなのか、あるいは使いたかったのだけれども、使うことができなくて、結果として余っ

たから返還するというふうな考え方で見ていくべきなのかでこの三千何かがしというお金というのは全く違った性質のものになってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、主としてどういうものが結果として使われずに返還という形になったのか、その辺わかる範囲でお知らせください。

○保険課長（羽生満広君） 14番、大物議員の質問にご答弁申し上げます。

返還金につきましては、介護計画に基づきまして当初予算に計上して、それを国のほうに概算で交付請求をしている状況でございます。多くいただいているという部分につきましては、運営上不足が生じないような形の中で多目にいただいているというところが現状でございます。先ほど議員からもお話ありましたように、最終的な決算といたしますか、年度を締めた段階で返還金がどうしても生じてしまいますので、そちらのほうでお返しする形になるというところでございます。あと、今回の返還金の内訳といたしましては、今お話しさせていただきました給付費の国庫負担金、道負担金、そのほか道補助金、国庫補助金という形の中で返還をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、一般質問は一问一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号7番、吉田議員の発言を許します。

○7番（吉田浩一君） 令和元年第3回定例会開催に当たり、さきに通告の一般質問を行います。理事者側におかれましては、明確な答弁をお願いしたいと思います。

1件目であります。ソーラン祭りと味覚祭りについてを質問いたします。余市町の大きなイベントとしては、ソーラン祭りと味覚祭りとなっております。どちらの事業も町の一大イベントとして定着しております。ですが、時代とともに参加者、協力者の減少も目につくようになりました。

ソーラン祭りについて。ソーラン祭りは、町の産業祭りとして昭和44年にスタート、本年51回目を終えました。ソーラン祭りのメインはオンパレードであって、このパレードコースはその時々に変更され、参加者の減少も相まって国道から町道に変わり、参加者数の減少に拍車がかかりました。住民の方からの国道復帰の声も強く、一昨年から国道パレードが復活、昨年は節目の50回というこ

とも相まって、またドラマ「マッサン」の主役の方が来町し、パレードの先導車に乗車した関係もあったと思いますが、沿道の観客も大変多く、数年ぶりに盛り上がったソーラン祭りとなったと見ておりました。そして、本年に入り、昨年同様にぎわいがあると期待しておりましたが、お祭り広場に来場した方も少な目であり、またパレードの参加団体も減少し、そしてパレードの見学者の方も減少してしまいました。

さて、ソーラン祭りのだご味はオンパレードであり、各団体が同じ衣装、振りつけで踊るのが特徴であると考えますが、時代も変化し、また子供たちの参加も多くなり、同じ踊りとはなくなっていますが、本来踊りの動きには意味があり、その意味がわからず見よう見まねで前の人を見て踊っているのが現状だと思われます。ソーラン祭りの復活にはまずこの踊りから手直しをしていかなければならないのではないかと考えます。また、審査をするならば何を基準としているのかもよくわかりません。さらに、産業祭りが原点とするならば、商店街が活性化できるような施策の提案をしていくのも一つの手ではないかと考えます。町長は率直にソーラン祭りをどう考え、どうすれば町がにぎわうと考えておられるのかお聞きいたします。

味覚祭りについて。味覚祭りについては、当日大型バスが乗りつけ、毎年大変な混雑と聞き及んでおりますが、住民の方からは当日会場まで行けないとの声も多数あります。味覚祭りは昭和60年より開始され、その間現在の運動公園自由広場、また駅横の現在の黒川第2駐車場で開催され、その後農道空港に定着したものと記憶しております。現在の客層として町内、町外の割合としては何対何ぐらいの割合なのか、また住民からの希望はどんなものがあるのか。

次に、味覚祭りと同時開催されている味覚マラソンについては、毎年1,000名を超えるランナーが参加しておりますが、マラソンが終わってから味

覚の会場に行っても何もないという声が聞かれます。町はこの実態についてどう考え、これに対処する考え方はないのか。

また、マラソンに参加する方は大半が車で来町しており、駐車場に関しては近隣住民の方の協力によって辛うじて確保されておりますが、一般道をコースと使用することによって住民の方の通行どめに関する苦情、そして警備員の誘導についても毎年同じ問題が繰り返されております。教育委員会としても都度指導等を行っていることは理解しておりますが、同じことが繰り返されている現状があり、余市町としてはこの問題をどう認識し、どう改善しようとしているのかお聞きいたします。

次、2件目であります。親水公園の川についてご質問いたします。フィッシャリーナに隣接する親水公園については、フィッシャリーナ建設時に整備された場所と認識しております。この場所に漁港が整備された経過としては、余市川の河口改修に伴うものであって、またこの場所に太古の岩と呼ばれる石器時代の岩礁があったことにより川も整備されたものと推測しております。この一帯の施設が完成した当時、以前の海岸線に当たる位置に人工の川が設置され、太古の岩まで水が流れる仕組みとなり、また川は散策ができるように飛び石の設置がされるなど水辺と親しむ環境が整えられたと推測しております。この近辺はもともと海水浴客が訪れる場所であって、フィッシャリーナの完成当時はトイレや水道の施設があることから、多くの方がテントを張ってキャンプをしていた場所でしたが、キャンプ者の夜間の花火によって漁業者の漁網に飛び火をして引火したことによって以後キャンプ禁止となり、水道の蛇口も絞られ、水が出せないようにされました。これらの経過があるかどうかはわかりませんが、以前はこの川にも水が流れ、太古の岩まで流れていたのですが、今は全くの濁水川となり、汚泥の川となり、

また川底には割れた瓶等が大量に放置されたままになっております。水辺と親しむ施設とはほど遠い施設となっております。この施設はどこで管理することになっているのか。また、なぜ水が流れないのか。清掃や今後についての活用の考え方についてお聞きいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の北海ソーラン祭りに関するご質問に答弁申し上げます。

1点目のオンパレードについてに関するご質問でございますが、例年実施しておりますソーラン踊り講習会に加え、本年度は講師による踊りのお手本を記録したDVDを希望する団体に貸し出しを行うなどパレード参加者に対する配慮をしているところであります。また、審査基準につきましては、踊りの統一感や盛り上がり、衣装の統一感や見た目の印象など審査項目を審査員が総合的に審査しております。

2点目の商店街の活性化に関するご質問ですが、一昨年より国道でのオンパレードが復活し、これに伴い従前と比較して沿道商店街の方々が応援、参加しやすい環境となっております。今後とも商店街の方々にはパレードを初め沿道のにぎわいづくりなどさまざまな形で積極的にご参加をいただき、祭りの盛り上がりへ寄与していただくとともに、その盛り上がりや商店街の活性化につなげていくための方策を関係者の皆様とともに検討してまいりたいと考えています。

北海ソーラン祭りは、言うまでもなく本町の観光資源の一つであり、多くの観光客が訪れることで町がにぎわうと考えますが、その一方で郷土余市町を愛するたくさんの町民の方々に誇りを持ってこの北海ソーラン祭りに参加していただき、町民全体で祭りを盛り上げていくことこそ本当の意味での町のにぎわいにつながるのではないかと考えております。そうした観点からも行政主導のイベント運営からの脱却も必要であると考えますし、多くの町民の方々に企画の段階からより積極

的に関与していただけるような仕組みづくりに向けて実行委員会の組織のあり方なども見直ししていかねばならないと考えております。

次に、味覚祭りに関するご質問に答弁申し上げます。1点目の来場者の町内、町外別の内訳についてのご質問でございますが、本町のイベントにおきましてはそのような形で来場者数の計測は行っておりません。なお、味覚の祭典来場者数は例年2万人前後で推移しており、昨年は北海道胆振東部地震の影響によりイベントの開催すら危ぶまれる状況下にあつて、大幅減が見込まれましたが、幸いにも1万2,500人の来場があったところであります。

2点目の住民からの希望はどのようなものがあるかのご質問でございますが、イベント当日の来場者からの要望、またイベント終了後の意見交換における関係者の意見として、人気商品がすぐに売り切れてしまうので、販売量をふやしてほしいという声が多く寄せられております。本イベントは、特産品のPRという趣旨のもとに出店者の皆様方のご理解とご協力をいただき、利益度外視の格安販売を行っていただいております。また、天候に左右される野外イベントである特性上、来場者数の予測も難しく、出店者の方々には売れ残りによる廃棄処分が生じるリスクを承知の上で商品を用意していただいております。イベント終了時まで全ての商品をお買い求めいただけるだけの数量を用意していただくことは困難と存じますが、可能な限りの対応を引き続き要請してまいりたいと存じます。なお、教育委員会関係のご質問につきましては、教育長より答弁申し上げます。

次に、親水公園の川についてのご質問に答弁申し上げます。親水公園は、余市川河川改修事業に伴い旧河口漁港から現在地に漁港が移転する際に環境整備事業として整備され、平成13年度より供用開始されたものでございます。管理については、農林水産課が行っており、清掃についても農林水

産課の職員が年に数回実施しているところであり  
ます。また、親水路への水については、北防波堤  
の船揚げ場付近から水中ポンプにより取水し、パ  
イプ管を通じて親水路に海水を流すものでござい  
ますが、水の滞留等による虫の発生等もあり、今  
年度は通水を休止しております。近隣施設からも  
親水路の衛生上の管理等について要望を受けてい  
ることから、今後余市漁港全体の管理者でありま  
す北海道とも連携して、施設のあり方も含め検討  
を進めてまいります。

**○教育長（佐々木 隆君）** 7番、吉田議員の教  
育委員会に関するご質問に答弁申し上げます。

味覚マラソン大会につきましては、地域の皆様  
のご協力のもとことしで37回を迎えるところでご  
ざいます。議員ご指摘の通行どめや警備員の誘導  
に対する苦情に対しましては、毎年課題として改  
善するよう努めているところでございますが、一  
般道を利用していることから、少なからずご不便  
をおかけしているところでございます。交通規制  
につきましては、広報紙及び沿道の看板等により  
引き続き周知を行い、ご理解を得られるよう努め  
てまいります。また、警備員の誘導につきましては、  
警備を依頼する際に同じ問題が繰り返されな  
いように会社から警備員に対し徹底いただけるよ  
う要請してまいりますので、ご理解を賜りたいと  
存じます。

**○7番（吉田浩一君）** ちょっと細かい質問をす  
るので、町長がわからないのであれば担当課のほう  
で答えていただきたいなと思います。

答弁の中で講習会をやっているし、DVDの貸  
し出しもやっているということなのですけれど  
も、ではこの講習会というのは誰が主催して、ど  
こでどういう形でやっているのですか。

それと、DVDの貸し出しというのは何団体と  
いうか、何回ぐらい貸しているのか。まず、ここ  
をお尋ねしたいと思います。

**○商工観光課長（橋端良平君）** 7番、吉田議員

からの再度のご質問でございます。

事務的なことでございますので、私からご答弁  
申し上げたいと存じますが、まず踊りの講習会に  
つきましては基本的には名目上主催はあくまでも  
実行委員会でございますけれども、余市町から案  
内する形で各団体に通知してございまして、令和  
元年6月21日に開催いたしまして、3団体が参加  
されてございます。

次に、DVDの貸し出しについてのご質問かと  
存じますが、DVDの内容といたしましては振り  
つけと、そしてその振りつけがどういった意味を  
持つものかということを踊りの講師が手本として  
示しまして、その後踊りに合わせて模範舞踊を行  
う内容となっております。貸し出し実績とい  
たしましては今年度6団体に貸し出しをいたして  
ございます。

**○7番（吉田浩一君）** こういうことをやってい  
たのだなというのは初めて聞いたのですけれど  
も、練習するということであればどこかに集まっ  
てもらっているのですか、それとも講師の先生が行  
っているのですか。恐らくどこかに集まってきて  
もらっているのだと思うのです。要するにソーラ  
ンのオンパレードで一番重要なのはやっぱりちゃ  
んと踊りの意味を参加者がわかっていて、それで  
踊るのだという、そういう意識がなかったらばら  
ばらになってしまうのだと思うのです。だから、  
その辺をどういうふうに教えているのか。だから、  
当然その講習会に来た人はわかるけれども、講習  
会に来なかった人、要するにいろいろな団体が来  
て、来る人はそのリーダーなりになるのかもしれ  
ない。そこから下のほうに徹底させていかなけ  
ればならないと思うのです。そういうところの徹  
底だとかというのはしているのかどうか。まず、  
事務方でその辺をちょっと答えていただきたいな  
と思うし、町長に対してはやっぱり統一された踊  
りというのが私は一番必要なのではないかなと思  
うのだけれども、町長はその辺はどういうふうに

認識しておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 7番、吉田議員からの再度のご質問でございます。

まず、講習会の開催方法に関するご質問かと存じますが、基本的にといいますか、今回は中央公民館にご参集いただきまして開催いたしてございます。と申しますのも、踊りの講師も実は高齢化してございまして、以前でしたら呼びがかかれ派遣するというのもいたしてございましたが、近年その対応がまた困難になってきたという事情もございまして、そのためにDVDを作成して、配付しているという事情もございまして。その踊りの内容でございますけれども、DVDでは詳しく例えば踊りの歴史から始まって説明をして、そしてこの踊りの振りつけがどういう意味かというところまで解説するものではございませんけれども、例えばこれは網をかけているのだよだとか、遠くをのぞいているのだよだとか、そういった形でのDVDとなっておりますので、配付をしてごらんになっていただけるかと思っておりますのと、あと済みません、踊りの徹底という部分なのですが、実は私ども今回反省しておりますのはDVDの貸し出しも希望する団体だけに貸し出してありますので、今後は例えば参加団体全てに対して書面などで踊りの意味だとか振りつけを掲載した、まとめたものをお配りするようなことができないのかなということを考えてございまして、これは次年度に向けた改善点としていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員のご質問に答弁させていただきます。

オンパレードにおいて統一的な踊りをする必要があるのではないかと問うてございしますが、ソーラン踊りが持っている踊りの意味については私も承知しておりますし、基本的には原則統一的な踊りで進めるのがいいのではないかと考えてお

るところでございます。他方で、この点については、相反する意見になりますけれども、要素が含まれていれば統一的な踊りだけを参加させるということは必ずしもしなくてはいいいのではないかとというような考えも持っているわけでございます。例えばソーラン節に関しては、今や小学校、中学校、そして海外でも全国的、全世界的に南中ソーランというのが広がって行われているというような事情もありますし、例えば類似の例でいいますと江差追分などは北海道遺産にも登録されておりますが、短いフレーズを節回しや拳を変えることでさまざまな表現をしているというような事例もございまして。もちろん踊りの要素というのをないがしろにすることはできませんけれども、その中で新たな近代的な、現代的なバリエーションというのにも模索していくことも意見としては出てくるのではないかとというような考えも持っております。

○7番（吉田浩一君） 町長の答弁としてはそれも理解できますし、今特に若い人の団体だとか、子供たちが参加するようになれば同じ踊りにせよといったってそれはなかなか難しい話でしょうから、それはそれとしてわかるのだけれども、となると今度みんなばらばらの踊りをしてしまうと、やっぱり一応審査というのが今度入ってきますよね。先ほど答弁の中では、統一されたものがやっぱり基準になるのだよ、それで総合的に判断していくよという答弁がありました。その中には衣装とかというのもあったのだけれども、一昔前は、これは私の事例なのだけれども、20年前に議員になったときには浴衣を買ってくださいと、そういうのが1つあったということと、だからそういうことがあって大体似たような柄の浴衣が、特に古い参加者だったらそういうふうになっていたでしょうし、一部助成もあったのではないかなという記憶もあるのです。だから、そういう面に関して町が新たに助成するだとか、そういう考え方とい

うのは町長今どう思っているのか、その辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の再度の質問に答弁させていただきます。

さきの答弁では、審査に当たっては統一された基準でやっているというふうに答弁させていただきました。早急に先ほど申しあげましたバリエーションを評価するという話ではないですけれども、今後そういうことも出てくるのではないかとということで答弁させていただきましたが、現時点ではさっき一番最初の答弁のとおり統一されたもので審査していくということです。

なお、助成に関しましては財源的な措置も必要になってきますから、今の時点で特段要望もないですし、こちらとしても財源がなかなか厳しい状況なので、浴衣等に助成するつもりは今のところありません。

○7番（吉田浩一君） 助成はするつもりがないという、特段そういう要望もないということで、それはそれでわかるのですけれども、やっぱり商店街が活性化する方法ということでそういうのも1つ、浴衣とかというのは特定のお店屋さんになるのかもしれないけれども、要するに地元の呉服店に大体発注される。浴衣ですから、浴衣と帯と草履と3点セットで新規で買うといえば注文することになるので、やっぱりそういうことも考えていくべきことではないかなというふうに私は考えていますので、それが商店街の活性化というのをどういうふうにしていくのだということに関してはなかなか難しいと思いますけれども、そういうのも一つの手であるし、逆に商店街からそういう何か要望があるのであればちょっと考えていく必要があるのではないかなと私は思っています。その部分は答弁はいいのですけれども、町長がソーラン祭りに対する、どういうふうに思っているのだということは最終的には行政から脱却して実行委員会から変えてもらいたいと、そうい

う答弁をされてきました。それはそれでわかるのですけれども、そのためには商店街なり会議所なりがやっぱり活性化してこなかったら、それはできないということですよ。そこのところでまたその部分をどうやって持っていくのか。具体的に今こういう策があるということではないと思うのだけれども、もしくはそういう、何かこういうこと考えているのだよと、具体的なものがなくてもこういう手法でやっていきたいのだというのがあれば答弁いただきたいなと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

行政主導からの脱却で民間に移行していくに当たって活性化が必要だが、どのようにしていくのかということですが、現在のところ具体的な手法なり、考えがあるわけではありませんけれども、これまで50回以上迎えて、参加者数の減少もあって、マンネリ化しているというご指摘ももちろん私の耳にも入ってきております。ですから、新たな何らかの仕掛けが必要ではないかというふうに思っております。例えば先ほど申しあげました江差追分の例は、全国大会というのを第1回目からやっており、ことしで57回ぐらい続いているわけでございます。それとまた、これも先ほど申しあげましたが、南中ソーランですけれども、ソーラン節がベースになっており、今や全国、全世界で踊られているものであります。こういう類似の例ですとか、余市発祥のソーラン節の起源を持つもののアイデアを組み合わせ、例えば南中ソーラン、例えばですけれども、南中ソーランの全世界大会をやるというようなことですとか、新しい考えも持って、マンネリ化しているのであればそれから脱却するアイデアを出していく必要があるのではないかとこのように思っています。いずれにせよ、吉田議員がおっしゃるとおり民間がどんどん活性化してこそまちに活力が生まれてくると思っています。



で、その点は町民の皆さんと一緒に新たな方策を考えていきたいと考えております。

○7番(吉田浩一君) 町長、これわかっておられるのかどうか分からないのですけれども、ソーラン祭りで優勝したら金一封か何か出るのですか。担当わかっているのだったら担当のほうでもいいのだけれども、ちなみに幾らなのか。金一封が出ているというのであれば、それぞれのちょっと金額なり教えていただきたいのですけれども。

○商工観光課長(橋端良平君) 7番、吉田議員からの再度のご質問でございますが、踊りの表彰につきましては北海ソーラン大賞、グランプリに相当する賞、そして群衆賞、準グランプリに相当する賞、そしてヤン衆ドッコイ賞、これが審査員特別賞というものでございますけれども、上から5万円、3万円、1万円、このような賞金となっております。

○7番(吉田浩一君) 5万円が高いのかどうかちょっと微妙なところだなと思いますので、それはわかりました。

次、味覚のほう行きます。なかなか味覚祭りのほうは、町長も当日、先ほど答弁されたように野外ですので、実際どれぐらい人が来るのか、また当日の天候によって、やっぱり大幅な人の来たり来なかったりというのが本当にそのときの天候になってみないとわからないと思うのですけれども、平均的に余りこれが嵐でどうにもならなかったというのは過去になかったのではないかなというふうに記憶しています。過去に、平成16年度にだったかな、たしか大風が吹いて、それは9月の頭に大風が吹いて、農作物が全部だめだったよと。そういう事例はあったのですけれども、当日だとか嵐でどうにもならなかったとかということはないかなと思うのです。ですから、答弁の中では売れ残りのリスクもあるのでしょうかけれども、可能な限り出店者に出してもらっていますと、そういう答弁だったので、それは町が直接お願いするし

かないのだらうけれども、午前中行く人は大体物あるのでしょうかけれども、遅い時間帯に行く人というのがどうしても物なくて、何だ、せっかく来たのに何も無いのではないかとというのが非常に多いので、そのところをやっぱり何とか改善してほしいなと思いますので、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 7番、吉田議員の質問に答弁させていただきます。

遅く行ったらもうお目当てのものが無いという件に関しましては、さきにも実行委員会での会合がありましたけれども、その場で担当部局のほうから出店者のほうに今ご指摘のような話も町内外から上がっているということも説明した上で、できる限り多くの品物を出品していただくようお願いしているというところであります。

○7番(吉田浩一君) わかりました。

マラソンのほうなのですけれども、先ほど教育長から答弁いただきましたけれども、これからですので、ことしの成果をちょっと見たいと思います。恐らく今までと変わったという、変わるということはどうかわかりませんが、その辺はきつく指導されるのだらうというふうにはご期待申し上げますので、できるだけうまく運営して、苦情が来ないようにお願いしたいなということで、今月末ですので、その部分は答弁はよろしいです。

最後、親水公園のほう行きます。平成13年から供用開始がされているということで、町長ご存じかどうか分からないのですけれども、一時期この水辺と親しむというのは非常に何かブームになったのでしょうかね。現紅志高校の裏のヌッチ川にも水辺の学校だとかということができて、議会でもそれ視察しに行って、あそこは今使われているのだから使われていないのだからよくわかりませんが、そういう一連の関係でつくったのではないかなと思うのです。農林水産課のほうで担当してい

て、年に数回掃除しているよということなのだけれども、本年は中止された。その中止の理由というのは、毎年ポンプで海水をくみ上げて、海水か何かの関係があるので、本年は中止ということだったのだけれども、本当の理由というのは何なのですか。だから、例えばポンプが壊れたとか、ポンプの電気料が高いだとか、その辺はどうなのですか。もう一度答弁お願いしたいなと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 7番、吉田議員からの再度の質問にお答えさせていただきます。

通水をやめた本当の理由ということでございますけれども、本当の理由は本当に衛生状態の苦情があったり、水がよどんだりすることもありまして、そういうこともあって、通水するよりは通水せずに衛生状態を改善するという趣旨でことは通水をやめているところであります。

**○7番（吉田浩一君）** 衛生状態を保つために水をとめたというのですけれども、それはちょっと本末転倒ではないかなと思うのです。というのは、最終的にこの水というのは要するに海水浴場側のほうから水をとって、そっちからとっているのかわからないけれども、最終的にはフィッシャリーナに出ているのです。川とフィッシャリーナの間はこの前見に行ったら土のうが積んであるのです。土のうでせきとめられているのです。せきとめられていて、逆にそこの前後は両方白く泡立っているのです。その土のうによって要するに水路があって、太古の岩のプールがあって、それからフィッシャリーナの海になるのです。そこのところでフィッシャリーナのほうからは水がある程度海水が入ってきているのです。そこのところはきれいなのです、水が入ってきているところは、逆に。見た感じです、あくまでも。衛生状態が悪いというのであればかえって水をどんどん流していったほうがきれいになるのではないかなと私は思うのです。

それと、これは考え方の違いだと言われればそ

れっきりのだけれども、実は太古の岩のどっち側と言ったらいいのかな、太古の岩の道路側のほうにどういうわけか砂利積んでいるのです。何であそこに砂利が入っているのかわからないのだけれども、砂利がかなり高い位置まであるのです。そこ草伸びているのです。この前たまたま行ったら、あれは町の職員だと思っただけけれども、そこ草刈りやっているのです。ちょっとこれもおかしいのではないかなと思うのです。要するにあそこのところちゃんと水を張っておけば、藻があるとかというのはわかります。だけれども、張らないことによって雑草が伸びてしまうのだから。まず、その砂利も何であそこに置いてあるのかと、太古の岩のプールの中に。そこもわからない。だから、ちゃんと流すものはきちんと流すべきではないかなと思うのですけれども、これについてはどう思いますか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 7番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

さきに申し上げたとおり、この親水公園つくった当初は水辺と親しむというような意図はあったかもしれませんが、今や結構さまざまな問題が生じていることもあり、今後このまま維持するののかも含めて北海道と協議をしながら施設全体のあり方を検討していこうと思っております。

**○7番（吉田浩一君）** 町長がそういうお考えだということであれば、場合によってはそこのところ埋め立てるという可能性もあるということですか。そこはわからないのだけれども、水辺と親しむということは非常に来ている人も癒やしがあるというか、実は余市町にこういう水辺と親しんで町なかにある施設ってここしかないのです。ここは子供たちが結構、管理上も目の届く範囲だから、小さい子供も行けるといって、そういうことを楽しみにしていた人もたくさんいたはずなのです。だけれども、ことは全然汚いし、通告した

ように瓶とか割れていて、とつても子供があそこに足入れるような状況ではないと。だから、その部分をやめるのだったらやめるということで、ことしが水をためた1年目だというのであれば、去年まではやっていたよというのであれば、今後どうしていくのか、その方針というのを早く出さないとまずいでしょうし、あそこの川のすぐそばには湧水路のご利用についてという一種の看板もあるのです。この中には海水のため藻で滑ることがあるので走るのはやめましょうかと、こういう看板もあるので、だからもしくはやめるというのであればここも全部撤去しなければならいでしょうし、その一方であそこのところはバーベキューもできるようにもともとバーベキュー用の石だとかというのも置いてあって、そこは誰かが使っているのしょうけれども、それなりに使った形跡がことしもあるので、それなりに利用されているのだらうなというのはわかります。とにかくいろいろな形で水辺と親しむというところで非常にいい施設なのだけれども、いろいろな維持管理の関係があって、これが今までどおり持っていけないというのであれば、それは早く、早目にその結論を出していただきたいなと私は思います。

特に、これは町長ご存じないかもしれないですが、昔ソーラン祭り、あそこで開会式をやっていたのです。シリパに向かって開会式というか、玉串を、宗教がどうのこうのという問題あるのしょうけれども、天気の良い日は非常にやっぱりロケーションだとか、そういうのもよかったところですので、希望としては何とか維持できるようにやっていただきたいなという気持ちはあるのですけれども、再度その辺の考え方お尋ねいたします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 7番、吉田議員の再度の質問に答弁させていただきます。

先ほど衛生状態の話をしておりますけれども、

流したらよどまないのではないかというご指摘でしたけれども、ちょっと補足させていただきますと、衛生状態の苦情が来るのはよどみは流した状態であってもそういう苦情が来るというような現状ですので、なかなか維持が難しいというのが現在のところであります。先ほども答えたとおり、この親水公園の部分は町の施設でありますけれども、それ以外の部分に関しては道の施設と非常に分断された施設があそこにありますので、全体の管理者の北海道とも話をし、今後どういうふうにするのか検討をしていきたいというふうに考えているところであります。私も非常にいい施設で、見晴らしもいいですし、海辺と親しむには非常にいい施設だというふうに思っておりますので、全体的な方針を今後とも道と話していきたいと思っております。

**○議長（中井寿夫君）** 吉田議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

---

再開 午後1時00分

**○議長（中井寿夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（中井寿夫君）** 午前中、7番、吉田議員の一般質問の理事者側の答弁において一部訂正の旨申し出がありましたので、発言を許可します。

**○商工観光課長（橋端良平君）** 発言の機会を賜り、まことにありがとうございます。

先ほど7番、吉田議員のソーラン祭りに関する一般質問の再質問に際しまして、オンパレード受賞団体への賞金に関するご質問をいただきました。これに対しまして上から5万円、3万円、1万円とご答弁申し上げたところではございますが、それぞれ3万円、2万円、1万円の誤りでございます。心よりおわび申し上げますとともに、

ご訂正を賜りたく、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和元年第3回定例会に当たり、さきに通告した質問2件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

1件目は、難聴者支援と制度創設について。昨今加齢性難聴、つまり高齢に伴う難聴の方が補聴器購入をする際の公的な制度をつくってほしいという国への要望意見書が自治体の議会で採択され始めています。余市町議会でも本年6月の定例会で高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める要望意見書が採択されたところです。国会でもことしの3月、麻生副総理兼財務相がこの問題の質疑の中で厚労省からの提案はまだないが、やらなければならない必要な問題と述べています。片耳だけでも機器の平均価格がおよそ15万円、現在の制度では障害6級以上での支援を受けるか、もしくは自費で補聴器を購入する以外にほとんど手段がありません。自費での購入の場合でもほんのわずかな税制控除しか受けることができず、特に低所得者の購入がなかなか進んでいないという現状があります。聴力の低下は、コミュニケーションが困難になるなどして、だんだんと外出しなくなる、あるいは外を歩いても周囲の音を聞き分けられず、危険予測と回避に支障が出るなど日常生活にも不便を来す。こうした部分を改善し、生活の質と尊厳を守っていくことは大変重要です。聴力低下によって鬱や認知症発症につながりやすくなるとの指摘も出ています。この状況を改善し、聴力が低下しつつあっても不安なく課外活動ができるよう補聴器の購入に関する公的助成を余市町でも検討、実施していくことが必要ではないでしょうか。

また、補聴器を有していても問題はあります。補聴器は人間の耳とは違い、風の音や雑音など無意識で遮断できる音ものべつ幕なしに拾ってしまうため、集会場や文化ホールなどで本当に聞きたい声や音が聞こえないと、こういう悩みに直面するとも聞いています。最近では、公共施設などにヒアリンググループと呼ばれる支援設備を導入したりするなどして携帯型機器を貸し出していくなど、こうした悩みを解決するサポートを行っている企業や自治体もふえ始めていると聞きます。聞こえるを支えることでこうした悩みを持つ方々も生き生きと社会参加が続けられる、そういう町にしていく必要があると考えます。そこで、以下伺います。

1つ、余市町の重度、中度、軽度難聴者の人数や実態の調査と補聴器購入の助成に乗り出すことについて。

2つ、公共施設などへの各種支援設備の導入や貸与の考え方について。

2件目は、産休明け保育の充実についてです。社会進歩や経済的理由などさまざまな要因もあり、現在では夫婦共働きというのが当たり前になってきています。その一方で、人手や予算などの都合もあり、産後の早い段階から子供を預ける環境の整備がなかなか進まない事情もあります。本町では、町立の保育所だと最短で生後10カ月、民間でも8カ月からしか預け先がないと伺っています。こうした事情も相まって、隣の小樽市の保育所に子供を預けて働きに出る方もいると伺っています。近所に親族や両親がいないこと、預け先がないことによる不安、また緊急時にすぐ迎えに行ける環境が乏しいというのは保護者にとって大きな心理的負担となります。あるいは、そうした家庭的条件がクリアできないと子育てしにくいという環境は将来この町で子供を産み育てようと考えている人、あるいは町外から移住を考えている人にとって魅力を欠く事態となってしまいます。こ

うした点を考慮していくと、産休明け保育も含めた保育環境を町内で完結させていくことが必要になってくるのではないのでしょうか。そこで、実態も含め以下伺います。

1つ、産休明け保育に関する見解について。

2つ、ここ数年の余市町の出生数について。

3つ、小樽市内の保育所などに預けられている余市町在住の子供の人数とその中でのゼロ歳児の人数について。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の難聴者支援と制度創設についてに関するご質問に答弁申し上げます。

1点目の余市町の重度、中度、軽度難聴者の人数や実態の調査と補聴器購入の助成に乗り出すことについてに関するご質問でございますが、余市町の重度難聴者につきましては難聴を含む聴覚障害により障害者手帳の交付を受けている方は85名であり、そのうち補聴器交付者は50名について把握しております。中度、軽度の難聴者の人数や実態につきましては、人数の把握はしておりません。調査につきましては、現段階では実施の予定はありません。補聴器購入の助成につきましては、身体障害者手帳交付者で、補装具の申請があり、判定がされた方について支給券を交付し、原則1割の自己負担で補聴器を購入することができます。身体障害者手帳が交付されていない方で補聴器が必要な方につきましては、国の制度改正を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

2点目の公共施設などへの各種支援設備の導入や貸与の考え方についてに関する質問でございますが、ヒアリンググループや携帯型機器につきましては補聴器や人工内耳を使用している難聴者の方の情報保障の重要な手段の一つとして認識しているところではあります。公共施設などへの各種施設設備の導入や貸与につきましては補聴器の普及状況やヒアリンググループ等の要望を把握しながら

ら検討したいと考えております。

次に、産休明け保育の充実についてのご質問に答弁申し上げます。1点目の産休明け保育に関する見解についての質問でございますが、一般的には産後は母親の心と体の回復と良好な母親と子供の愛着形成のために最も大切な時期だと言われており、本来であれば働く女性の母性健康管理という面から育児休業が取得できる社会の確立が必要ですが、さまざまな事情もあり、産休明け保育を望む方々のニーズも踏まえ、保育の受け皿を確保することが必要と考えております。

2点目のここ数年の余市町の出生数についてのご質問でございますが、過去5年間の出生数を見ますと平成26年は104人、平成27年は86人、平成28年は127人、平成29年は107人、平成30年は81人となっており、過去5年間の出生数の平均は101人となっております。

3点目の小樽市内の保育所等に預けられている余市町在住の子供の人数とその中での零歳児の人数についてのご質問でございますが、現在小樽市と公立保育所の相互利用に関する協定を締結しており、産休明けの方についても受け入れていただいている状況でございます。現在余市町在住のお子さんが入所している数は2人、そのうち産休明け保育を利用している零歳のお子さんの人数は1人となっております。町といたしましては、現段階におきまして産休明け保育に関する町民のニーズには一定程度対応できているものと考えております。

**○14番（大物 翔君）** 耳の話から行きます。この問題というのは、古いようで新しい問題でもあるなど調べながら改めて感じたのです。というのも、高齢になって耳が遠くなるというのはよくある話というべきなのか、決して珍しいことではないのです。ただ、実際にもういよいよこれは障害者手帳交付されてという段階までいく耳の状態というのがどういうものかということ、例えば私の隣

にいる方が、40センチぐらい離れている人が普通の声でしゃべったときに聞き取れないと、両耳で。このレベルまでいかないと障害6級には該当しないのです。逆にWHO、保健機関の。あちらが推奨している数値というのは、実は日本の今の障害の制度だと両耳の場合70デシベル以上と言われていのですけれども、国連の推奨基準はその半分近く41デシベル、日本でいうと中度のころからもうそろそろつけたほうがいいですよというふうに提言をしていると。なぜそうなるかという、そこから一気に悪化していくからというのがその根拠なのだそうです。目もそうなのですけれども、一度悪くなるとそう回復することってなかなかない。私も前からかなり耳のよくない方からいつかこの質問取り上げてくれないかとずっと言われていて、やっとその機会が来たなと思って、改めて調べてみたのです。日本では、この支援というのは基本的に障害のカテゴリーで対応されていると。逆にヨーロッパなどでは医療行為というものでやっている関係で補助政策が充実していたりするものですから、日本とヨーロッパの難聴者になっているだろうという数はそう比率としては変わらないのですけれども、実際補聴器をつけている人の割合というのが欧米諸国の半分以下。日本だと、補聴器工業協会さんなどの試算だと日本に耳に不自由を抱えている人というのが1,430万人いると推計しているのです。ところが、実際に補聴器をつけていらっしゃる方というのは210万人程度しかいないと。なぜかと調べていくと、やっぱり機器が高過ぎると。安いものであれば片耳3万円ぐらいというものもあるそうなのですけれども、実用にたえ得るものとなるとやはり平均すると15万円前後になると。こうした事情もあってなかなか進んでこなかったという部分もきっとあったのではないかなと。国の動向もちろん注視していかなければいけないし、国のほうも財務大臣が提案あれば考えると、必要なものだというふうにお

っしゃっていているというのは心強いのですけれども、ただなかなかすぐすぐというわけにはいかないし、これを助成している自治体というのは実はそう多くないのです。18歳未満の方を対象に助成している市というのは結構あるのですけれども、高齢の方となるとほぼないと。余市町も間もなく高齢化比率40%迎えます。間もなく40%に届こうかという状況ですので、そうなってくるとやっぱり一番怖いのは認知症。悪化する前にとめるという意味では、確かに金額はかかってくる問題かもしれないけれども、まず実態把握も含めてやっていくことが大事なのではないかなとまず最初に考えるのですけれども、今のところその予定はないとおっしゃっていましたが、その辺はどういった事情からなのでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員からの再度の質問にお答えさせていただきます。

まずは、難聴者、中程度、軽程度の実態を把握すべきではないかというようなことでございます。現在補聴器の支援制度につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、重程度の方に1割負担するというのが国で一律的にやっているというところでございます。ですから、この部分に関しては把握はすることができるものの、それ以外の聴力に関してはなかなか町として全容を把握し切れないという状況がございまして、現段階ではその予定はないということでございます。

**○14番（大物 翔君）** これは、ちょっとできるかどうか分からないという部分もあるのですけれども、大抵の方は健康診断、特に現役の方は受けられているのではないかなと思うのですけれども、個人情報になってくる部分もあるので、情報提供をとというのはなかなか難しいのかなという部分もあるのですけれども、何とか完全なる全容とはいかないまでも、おおむねの傾向だけでも拾っていく算段をつけていく必要が今後出てくるのではなかろうかなというのがやっぱり1つ思うので

す。そうしていかないと、やっぱり高齢者の数は残念ながら今後ふえていくだろうし、もう一つ、社会的な要請として、よしあしはさておいても、できるだけ長く働いてくださいというふうに今だんだんようになってきているわけではないですか。今までだったら、全員ではないですけども、60歳で一旦定年退職されて、人によっては再任用されて、60代半ば前後で一旦完全退職するか、何らかの形で働く。ただ、年金の支給年齢がどうなるかもわからないとなると働かざるを得ない、もしくは好きで働く人もいる中で、耳に難を抱えているということではなかなか仕事に支障が出てきてしまうとか、そういうものを支えていくというのが、体の条件に関係なく誰でも社会活動ができる状況を担保していくというのはやっぱり大事になってくるのではないかなと私は思うのです。その辺どうでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の質問にお答えさせていただきます。

体の状況にかかわらず、また年齢にかかわらず働ける方は働いていただくということは今後の高齢化社会、人生100年時代を迎えるに当たってその点は特段異存はないところで、私も同意見であります。他方で、本件の補聴器の支援に関しましては重程度の、聴力レベルによって一律で国によって補助が制度化されているというところでございまして、それ以外の部分に関しましては町がというよりは国レベルで一律に制度を設計するべきものだと考えております。

**○14番（大物 翔君）** わかりました。補聴器本体の話は一旦この辺で。

次に、ヒアリンググループなどの支援設備の話だったのですけれども、私も耳の不自由な方に教えられると初めて知ったという恥ずかしい状況だったのですけれども、ただ機器の価格など調べて、いろいろなパターンがあるのですけれども、大きい場所ですと例えばこういう部屋の四隅に磁器線を

張って、その域内で受信機内蔵の補聴器、もしくは耳にかけるイヤホンタイプだとか、そういうのもあるそうなのですけれども、それを使って音を拾えるようにしていくと。やっぱり補聴器の悩みというのは、私も冒頭で壇上で申し上げましたけれども、機械なものですから、全部の音拾ってしまうのです。結局一番聞こえていた音楽だったり、人の声というのがわからなくて、何かの会合だとかになかなか出てこなくなるという部分もあると思うのです。高齢者ですとか、障害のある方に関する長期計画などの中でもそういう人たちがどうやって家から出てきて社会活動に参加していただけるような状態をつくるかというのが前回の介護計画だとかつくっていたときの委員会の質疑の中でもやっぱり出ていたのを思い出したのです。機器自体は大体1セットで100万円前後、設置費用別です。私が念頭に置いたのは、全部に一斉につけるとするのは難しいなと思ったので、例えば公民館の大きいホールはそういう常設型のものをして、あるいは小さな会議室だとか生活会館は携帯型のを幾つかそろえて、会館使いたいといったときに貸し出すと。補聴器本体に音を拾うための機器が内蔵されているタイプもあるのですけれども、先ほど言いましたように補聴器の上からイヤホンとかヘッドホンみたくつけて拾うという携行型の機器もあるものですから、そっちであればそこまで巨大な負担を負わずに済むのかなというふうにも考えるものですから、そのあたりの調査もされていったほうがよろしいのではないかなと思うのですが、改めていかがでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の質問にお答えさせていただきます。

さきに述べましたとおり、現在補聴器を交付されている人数は50名でございまして、公共施設へのヒアリンググループの設置につきましては補聴器の今後の普及状況や要望、特段こちらには上がってきていないものですから、その点も踏まえなが

ら個別具体的に見ていきたいと思います。

○14番（大物 翔君） 耳にまつわる話はこのあたりにしておきます。

次に、保育の話だったのですけれども、実は少々最初に数字の話を聞いてびっくりしたのが意外と産休明けなどで子供預けていらっしゃる方って少ないのだなど、出生数に対して。例えば役場勤めの方ですとか、あるいは大きい会社でそういう福利厚生がしっかりしている会社などであれば長期間休むことができる。ただ、余市町の平均年収ですとかを考えていくと、全部が全部そういう制度でしっかり支えられた中で子育てされているわけではきっとないだろうなというのが私の率直な推測なのです。そういう利用自体のニーズってないのですかと聞いてもいや、余り聞こえてこないのだという話を実はされたことがあったのです。ここで思ったのが思っているもなかなか言えない。お子さん生まれたら保健師さんだとかが家庭訪問されたりして事情を聞いたりはされているはずなのですけれども、例えばその際にこういう制度あったらどうですかというふうに勧めると意外とああ、それ、それとなる場合があったりするのではないかなと。首のこのあたりまではニーズとしては来ているのだけれども、実は顕在化していないものというのを探った上で、本当はないというのであればそうなのですかという話なのですけれども、私は平均すると100人ほど新しく生まれる子供がいらっしゃるということ考えれば、逆にそういう需要がないというほうが変だなと。保護者の方の親なりがみんな近隣に住んでいて、預ける環境が万全に整っていて、あるいはどちらか片方の方がお仕事しないで子育てに専念していても耐えられるだけの貯蓄をつくられているのか、あるいはそれだけ収入があるのか、そういう環境でないとなかなかこの数字って出てこないはずなのです。とすると、実は無理をして働いているとか、あるいはそういう人はそもそもこの町から出てい

ってしまっていないとか、そういう可能性ってあるのではないかなという逆の心配が湧いてきてしまうのです。だから、この辺はなかなか書面でアンケートとるだけでは恐らく出てきづらい問題だと思うので、時間かけても掘って調べていく必要ってあるのではないかなと思うのですが、改めてどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問にお答えさせていただきます。

産休明け保育のニーズが拾い切れていないのではないかという趣旨の再質問だったというふうに把握しておりますが、町といたしましてはきちんと保健師がヒアリングをすることによって一定程度のニーズは把握しているというふうに理解しておりますし、産休明け保育の設備に関しましても先ほど申し上げた以外にも町内にもさまざまな施設があるので、産休明け保育利用しようと思えば利用できる状況にもあるということは申し上げておきたいと思います。

○14番（大物 翔君） どこかから余市に引っ越してこられたという場合に知り合いがいたり、近所に住んでいる方がいて、情報仕入れてというケースもあると思うのですけれども、恐らく最初は多分インターネットか何かで調べるか、広報雑誌みたいなもの見てどこに引っ越そうかなというふうにそういう世帯の人たちってきっと考えると思うのです。その際によく出てくるのが子育て環境、保育環境、子供についての医療環境はどうだというのが大きな選択をするときのやっぱり要因になってきているのは間違いないと思うのです。そういう意味では、本当は引っ越したいのだけれども、あと何年か待ってみようかなとか、あるいはちょっとそれはかなわないから近郊の別の町にしてみようかなというふうに万が一なっているとしたらやっぱり非常にもったいないことだなと思うので、そういう部分の調査も含めて今後やっていただけたらなと思います。



○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

発言順位3番、議席番号17番、土屋議員の発言を許します。

○17番（土屋美奈子君） 令和元年余市町議会第3回定例会におきまして、さきに通告いたしました質問1件についてお伺いをいたします。答弁のほどよろしくお願いをいたします。

国民健康保険の子供に係る均等割保険料、税について。国民健康保険は、制度創設以来80年にわたり国民皆保険体制の中核として地域医療の確保や地域住民の健康の維持、増進のためにその役割を担ってきました。しかしながら、中高年齢者が多く加入し、医療費が増加をする一方、被保険者の所得水準が低く、保険料、税の負担率が高いという構造的な問題を抱えております。加えて、均等割保険料、税については世帯内の全ての加入者に賦課されるため、子供がふえると保険料、税の負担が大きくなることから、子育て世帯にとってはさらに負担増となっております。昨年11月、全国の自治体が参加をする国民健康保険中央会が開催した国保制度改善強化全国大会でもこの問題が取り上げられ、国に対する要望に子供に係る均等割保険料、税を軽減する支援制度を創設することということが新たに加わりました。また、全国知事会でも国に対し見直しを要求しております。こうした背景を受けて、全国では自治体が独自に減免をするという動きが出てきました。急速な高齢化等による医療費のさらなる増加は必至という中であって、収入のない子供にも賦課される均等割保険料、税は子育て支援の面から見ても、また国民皆保険という中で会社員が加入している社会保険との公平性の面から見ても見直しが必要と考えます。以下、質問をいたします。

家族に子供がふえると保険料、税の負担が重くなる仕組みは、子育てに関するさまざまな負担軽減策を進める上で政策の方向と相入れないものと

考えます。見解をお伺いいたします。

本町での独自の減免制度についても検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

対象となる世帯数、子供の人数は何名かお伺いいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の国民健康保険の子供に係る均等割保険料、税についてのご質問に答弁申し上げます。

子供に係る均等割保険料の軽減につきましては、全国的に国による支援制度創設に向けた要望活動が広がりを見せていることは認識しているところであります。1点目の子供がふえた場合の保険料の負担についての質問でございますが、本町といたしましても子育て世代に対する保険料負担軽減等の支援は必要であると考えているところであり、国において子育て支援の観点から支援制度を創設していただくよう関係機関に要望しているところであります。

2点目の本町における減免制度導入に関する考え方の質問でございますが、都道府県単位化に伴い、国では決算補填目的とする法定外繰り入れは認められないとされ、減免制度導入に伴い不足が見込まれる財源の確保などが難しいことから、現時点におきましては町独自に均等割の減免制度を導入するという考えは持っておりません。

3点目の対象となる世帯数と子供の人数についての質問でございますが、平成31年4月1日現在において子供の年齢基準を18歳以下とした場合の世帯数につきましては201世帯で、子供の人数につきましては357名であります。

○17番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

国民健康保険がスタートした1960年代当初、80年くらい前となるのですけれども、このころは農業や漁業、1次産業の従事者が4割ほど、そしてまた自営業なんかされている、事業されている

方なんかが3割ほどということで、7割くらいがまだ現役世代という中でした。そして、保険に加入している加入者の所得もピークで270万円くらいかな、そのくらいがあったのですけれども、ご存じのように昨今の高齢化がありまして、どんどん、どんどん退職をされた方だとか、非正規労働者なんかもふえておりますので、社会保障がない、そういったところに勤めているアルバイトやパートさんとか、パートさんは今出てきているところもあるのかな。所得が低い方たちが今は7割、所得が低い、無職の方が4割、そして非正規労働者などが3割、7割が低所得という中でございます。そして、平成27年の調査ですけれども、国保加入者の所得の平均が139万円、一時のピークに比べては半減ということでございます。そして、高齢化でございますから、病院にかかる割合、そして病気の深刻さなんかも加えて医療費がどんどん膨らんでいっているという状況で、これが国保の、ご存じだと思いますけれども、今の状況になってきていると。さらに、その中であって、子育て世帯はお子さんが生まれた時点でゼロ歳からこの均等割というのがかかってくるわけでありまして、余市町は多分今国保の均等割が2万4,500円、それに介護分も合わせて足したら、7,200円足すと3万円ちょっとくらいかなと思うのですけれども、お子さん1人いたら3万1,700円かと思うのですけれども、2人生まれたら6万円、3人生まれたら9万円というふうにかかってくるのです。所得のないゼロ歳の子までが介護保険の負担料までしなければいけないということ、この仕組みが多分全国でどこかの時点ではどこか手だてをしてやらなければという仕組みに、声になってきているのだと思います。もはや子育ての世帯にとっては支払い能力の限界を超えているのではないかなとさえ感じるのですけれども、どこかの時点で手を打つという、そういう考えも必要なのではないかなというふうに思っているのですけれども、再度見解

をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員のご質問に答えさせていただきます。

子育て支援策の観点から子供の均等割につきましては支援制度創設すると、もちろん負担を軽減することが子育て支援策にもつながりますから、そのように制度を改正することが必要であるという認識を共有するところであります。余市町といたしましては、その要望に当たりまして全国町村会の枠組みの中で各種国への要望事項等を行っておりますが、質問でも出ました国保制度改善強化全国大会におきましても全国市長会ですとか全国知事会、市長会、そして町村会から要望上げているという中の一環で余市町としても町村会の一員として国に制度改正、支援制度の創設を要望しているところであります。

○17番（土屋美奈子君） わかりました。町村会でも要望上げていると。ちょっと私調べた中では全国知事会、そして全国市長会。町村会がちょっと見つからなかったものですから、引き続きやっていただきたいなというふうに思います。

また、社会保障との大きな違いの部分についても見解を伺っておきたいと思うのですけれども、会社員などが入っている社会保障、これはこの均等割という考え方が全くないのです。今、日本は国民皆保険とあって、保険制度は全員医療保険はどこかに入っているのでしょうけれども、大きな差が開いてきているのです。昔と比べてこの差というのはどんどん、どんどん広がっているのではないのかなというふうに見ています。同じ所得で、同じ家族構成で、例えば400万円ぐらいの年収があつて、お父さん、お母さん、お子さん2人とかで比べてみても多分倍ぐらいの医療保険の違いが出てきているのです。今多分子育てをしているお父さん、お母さんというのはお金もかかりますし、大変厳しい負担となっていると思うのですけれども、公平性という観点、ここはどう考えて

おられるか、町長の見解を伺っておきたいと思  
います。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に  
お答えさせていただきたいと思ます。

国保の場合は、ご存じのとおり所得、資産、均  
等、そして平等の4つの区分で算出されていると  
ころであります。この点先ほどからも話題になっ  
ておりますが、均等割につきましては非常に子育  
て世代の負担が高いということで、まず本町から  
も要望を上げているというところがございます。  
また、公平性の観点でももちろん所得が低い層と  
高い層とのギャップがどんどん広がっていくとい  
うような論点ももちろん把握しているところでご  
ざいます。このような制度の問題については、地  
方からもさまざまな機会に国に対して要望を行っ  
ているところでありまして、現行の制度、そして  
現行の制度の問題点を今後改善するべく要請して  
いるところでもありますので、国においてしっかり  
とした議論がされていくものであると認識してお  
ります。

○17番（土屋美奈子君） これからも国に声をし  
っかりとしていくということで、この支援制度創  
設してほしいという話は五、六年くらい前かな、  
そのくらいから知事会やそういったところから要  
請はしているのです。ただ、なかなか話が進まな  
いということで、いろいろな物価が上がってきたり、  
消費税も上がってきたり、やっていけないだ  
ろうということで今も多分苦渋の決断という中で  
自治体が動き出して、なかなか国が動いていけ  
ないという実態があります。北海道では、多分旭川  
市だけなのだと思います、独自のこの減免をして  
いるのは。これをどうやってやっているかという  
と、町長も先ほど答弁にありましたように法定外  
以外の減額は認められていない、これは所得によ  
っての7割、5割、2割の部分だと思うのですけ  
れども、これ以外は認められていないということ  
なのです。そして、どうしたかという、地方税

法の中の特別の事情がある場合というところを使  
って、減免を必要とすると認める者に限り減免す  
ることがある、その者が特別の事情がある場合長  
はできるというふうになっている。これを使って  
各自治体が、各自治体がつて全国ではまだ25ほど  
だと思います。だけれども、この部分で減免をし  
ていっているのです。ただ、減免をした場合には  
ほかの加入者さんにこれは多分所得割の部分で負  
担がちょっといくのかなというふうに思ます。  
ただ、緊急の措置としてもうこれ以上は無理では  
ないだろうかという判断の中でやっているのだと  
思うのです。全額をできないまでも3人目のお子  
さんからはとか、2人目からはとか、そういうで  
きる限り少しでもという自治体もまたあるのだ  
です。だから、ここはどこかの時点で、なかなか国  
が動き出さないという実態もありますから、もち  
ろん国がやらなければいけない、それは法改正も  
当たり前だと思うけれども、どこかの時点で検討  
するときに来るのではないのかなというふうに思  
うのですけれども、再度見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の  
ご質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、独自  
の均等割の減免措置は法定外繰り入れができない  
ものですから、今のところ考えてはおりませんが、  
現時点での制度での減免制度としましては国民健  
康保険税条例が、ご存じかもしれませんが、あり  
ますとおり、生活保護を受けている者ですとか、  
所得がなくなったことにより生活が著しく困難と  
なった者、またはこれに準じると認められる者で  
すとか、国民健康保険減免取扱要領というのがご  
ざいまして、生活が著しく困窮し、かつ資力が近  
い将来回復する見込みがないため徴収猶予等によ  
ってもなお保険税を納付することが困難である者  
などについて現在の条例の中では免除できるとい  
うことにはなっております。

○17番（土屋美奈子君） 現段階ではまだ考えて

いないということでしたけれども、今後きつとどこかの時点で国が動いてくれるといいなというふうには思っておりますけれども、このまま負担ばかりがふえていくと、やはり今の世の中って本当に子育てをするのは大変であって、それも自営業や所得が中間層くらいがちょうどきついのかなというふうに思っています。そこに何らかの手をかさなければいけないのではないかと、そういう状況に今だんだんなってくるのかなというふうに思っています。また引き続き聞いていきますけれども、子供の貧困ということも言われているし、本町でもとても多いというふうになっているし、少子化の観点、そしてまた子育て支援という観点から、どこの自治体もこの支援策をやりたくてやったのではないと思う。国がやるのが当たり前という大前提の中で多分どうしてもやらなくてはならない状況だったのかなと思っておりますので、再度これから研究しながら、他町村の状況なども見ながら検討してほしいというか、国にも要望してほしいし、アンテナを伸ばしながら状況を見てほしいなというふうに思います。見解をお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問にお答えさせていただきます。

もちろん先ほど来申し上げましたとおり、制度の改正、支援制度、子育て支援の観点から均等割を何とかサポート、変える、もしくは軽減するなどさまざまな支援体制について国としてきちんと取り組むように引き続き都道府県、各市町村とも連携しながら要望していくことを申し述べておきます。

○17番（土屋美奈子君） 済みません。最後にしようと思っております。検討していく中でどうしても考慮してほしいな、考えてほしいなというのが多子世帯、子供がたくさんいる家庭、その状況をしっかり見ていていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（中井寿夫君） 17番、土屋議員の発言が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明18日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時45分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    中    井    寿    夫

余市町議会議員            5番    内    海    博    一

余市町議会議員            6番    庄            巖    龍

余市町議会議員            7番    吉    田    浩    一